

# 福島原発かながわ訴訟の現状と今後の課題

## 最高裁不当決定を受けて

今年1月、福島原発かながわ訴訟に対して最高裁は、福島原発事故の国の賠償責任を否定した。果たして、本当に国の責任はないと言えるのだろうか。長年にわたる訴訟のあゆみと、事故から15年経った今、医療者に伝えたいメッセージを、福島原発被害者支援かながわ弁護士団・事務局長の黒澤知弘弁護士にご寄稿いただいた。

## 1. かながわ一陣訴訟の12年にわたる取り組み

福島原発かながわ訴訟は、原告数は61世帯174名、福島県等から神奈川県へ避難した被害者を中心とする。一番の横浜地裁では、原告の主張が認められ、国と東京電力の法的責任を明らかにし、放射線被ばくの健康影響に関する科学的知見、放射線に関する専門的知見に基づく立証を緻密に積み重ね、原子力行政に從事していた行政担当者や原爆症認定訴訟等で幾度も証言してきた元関係者、2013年9月11日の一次提訴、同年12月10日の二次提訴、2014年3月10日の三次提訴、同年12月22日の四次提訴を完了した結果、2019年2月20日の判決では、全国と同種集団訴訟の中で唯一、2002年の「長期評価」だけでなく、2008年当時の「貞観地震・津波」の知見を

も取り入れて、国と東京電力双方の責任を認める画期的な勝利を勝ち取りました。この時期は、全国でも多くの事実、証拠を無視し、牽強附会と言わがらぬ判決が相次いでおり、福島第一原発事故の責任を否定したため、原告らは「貞観地震・津波」に関する知見の高まり等を論拠としつつ、最高裁へと上告していました。

## 2. 実質的審理を放棄した不当な最高裁決定

2026年1月22日、最高裁判所第一小法廷(安原亮介裁判長)は、原告らの上告を棄却し、上告受理申立てを受理しないと決定を下し、国の法的責任を否定した最高裁判決が確定しました。この決定は、原告らが提起した「貞観地震・津波」に関する重要争点について、何ら理由を示さずとも「門前払い」として、この最高裁判決によって、全国の同種訴訟の判決の流れが変わり、一転して国の責任を否定する判決が続くようになり、原告らは「かながわ第一陣訴訟の控訴審である東京高裁も、この流れに沿って、2024年1月に一審判決を覆し、国の責任を否定したため、原告らは「貞観地震・津波」に関する知見の高まり等を論拠としつつ、最高裁へと上告していました。

チェック機能を全く果たしておらず、「行政監視機能を放棄した司法の自殺」とも言える極めて不当な決定であり、私たちは満腔の怒りをもって抗議してまいります。また、他の弁護士団が提起しているような、米原子力規制委員会(NRC)が「B.5.b」対策(シビアアクシデント対策)を国が適切に導入しなかった不作為を問うなど、新たな争点の設定も視野に入れたが、引き続き国の法的責任を厳しく追及していく方針です。

## 3. 第二陣訴訟における今後の展望と国の責任追及

一陣訴訟においては不当な決定が下されましたが、現在、2021年に提起した「かながわ第二陣訴訟」が東京高裁に係属中です。第二陣訴訟の一番(横浜地裁)でも国の責任は棄却されていますが、私たちはここで諦めることはできません。一陣訴訟の最高裁決定の影響は大きいものの、それはあくまで「長期評価」に基づく論理に関するものであり、「貞観津波」の知見

## 4. 皆様へのお願い

原発事故から15年が経過し、世間では風化が著しく、賠償は打ち切りの一途を辿り、早期の自立が強いられ



福島原発被害者支援かながわ弁護士団 事務局長・弁護士 黒澤 知弘

311を忘れない

**医療費相談室のご案内**  
TEL 045-313-2225

相談無料

次回の相談日  
5月20日(水)午後2時~5時

**医療ソーシャルワーカーが相談に応じます**  
治療費や保険証のことでお困りの患者さんがおられましたら、お気軽にご連絡ください。  
※通話料がかかります。

使える制度があるか聞いてみよう!

事前予約も承ります。地域医療対策部へご連絡ください (TEL 045-313-2111)

無料動画配信を協会HP「いい医療ドットコム」にて行っています(右QRコード)。ぜひご視聴ください!  
\*下記は一例です。一部コンテンツの視聴には会員限定のパスワードが必要です。ご存じでない方は TEL 045-313-2111 まで。

**【スタッフセミナー】**

カルテ開示の対応

講師：馬車道法律事務所 弁護士 小賀坂 徹氏

※当日の配布資料は協会ホームページよりご覧いただけます。

**【医療問題研究会】**

知ろう、ともに考えよう、social choiceとしての医療

講師：日本医師会 総合政策研究機構 主席研究員 森井 大一氏

**【臨床懇話会】**

胃内視鏡検査の診方—誰も理解できる写真の撮り方と胃癌早期発見のために—

講師：上大岡TMクリニック 院長 高橋 徹也氏

**【歯科臨床研究会】**

どうやって下顎総義歯を落ち着かせる?—下顎総義歯の安定のために必要なデンチャースペース義歯の理論と実際—

講師：つなかわ歯科医院 綱川 周平氏

**【医療情報講演会】**

医療DXの義務的推進の問題とオン・オフ義務不存訴訟の重要性

講師：オンライン資格確認義務不存確認等請求訴訟原告団事務局長 東京保険医協会 理事 医療法人社団いつき会 ハートクリニック 院長 佐藤 一樹氏